

研究支援担当機関に期待する具体的な支援内容)

⑯想定される必要経費とその大まかな使途の内訳の概算（億円単位）

⑰中心研究者が現在実施し又は実施しようとしている研究開発がある場合には、その概要・金額及び中心研究者が果たす役割

⑱ 中心研究者及び共同提案者が本プログラムの研究開発に専念する等、支障なく従事できる旨の説明

2 プログラムにおいて取り組みたい研究開発の内容（目標、アプローチ等）及び特にアピールする点について説明する資料（様式自由。ただし、以下の各項目を含めることとし、枚数は10枚以内とすること。）を提出するものとする。なお、上記1（3）研究開発の適切性に関する項目と重なる部分についても、必要に応じて記載し、分かりやすく説明すること。

a) 研究開発の概要及び意義

b) 研究開発の成果（3～5年後のプログラム終了時点の具体的な成果、その後の更なる研究開発等を経て将来に期待される成果）

- ・達成される成果の具体的な内容（レベル、規模等とそれらの国際比較）。
- ・当該研究開発により、諸外国の研究や他の研究者をどのようにリードするのか。
- ・実施する研究開発は、国民生活、経済・社会、他の分野における研究開発に対し、どのようなインパクト（産業に活用される場合における市場規模等を含む将来のビジョン、応用可能な研究開発分野と具体的な影響等）を与えるのか。
- ・上記インパクトを実現する道筋（研究成果を民間で活用する方策と体制等）について、どのように考えているのか。

c) 波及効果

- ・研究者の人材育成、成果の実用化等の研究開発の波及効果としてどのようなものが期待されるか。

3 現在所属している研究機関以外の機関に所属する、関連分野の著名な研究者1名以上からの推薦状^(注)の添付を求ることとする。

（注）推薦者は外国人を含み、推薦状は和文又は英文とする。

先端研究助成基金の運用に係る方針

※赤字部分は、「30 の研究課題に係る具体的な運用について」（平成 21 年 12 月 4 日内閣府科学技術政策担当政務三役 総合科学技術会議有識者議員）の趣旨を反映したもの

平成 21 年 9 月 4 日
総合科学技術会議
最先端研究開発支援会議

「最先端研究開発プログラム運用基本方針」（平成 21 年 6 月 19 日総合科学技術会議）2. (2) ⑤に基づき、最先端研究開発支援プログラム（以下「プログラム」という。）の研究開発に必要な経費として独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に設立される先端研究助成基金の運用に係る基本的考え方（以下「基金運用方針」という。）を以下のとおり示す。

○総則：

- 先端研究助成基金から支出する研究費（以下「助成金」という。）の執行に係るルールは、独立行政法人日本学術振興会法附則第 2 条の 6 により準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）及び基金運用方針に適合するよう策定されなければならない。

○助成金の交付対象等：

- プログラムの補助事業者は、総合科学技術会議が中心研究者・研究課題ごとに決定した研究支援担当機関及び共同事業機関（研究支援担当機関と共同して研究開発若しくはその支援又はその両方を実施する機関）とする。
- 助成金は、研究支援担当機関における研究支援統括者（中心研究者において実施する研究開発の支援を統括する者をいう。以下同じ。）による研究開発支援及び中心研究者において実施する研究開発のために交付する。
- プログラムの実施に当たり研究機関が合同チームを形成する場合には、研究支援担当機関が責任機関として補助事業全体を統括するものとする。この場合において、振興会と補助事業者との間におけるプログラムの実施に関する一連の事務の実施に当たっては、研究支援担当機関が補助事業者を代表して行うものとする。
- 補助事業期間は、総合科学技術会議が中心研究者・研究課題ごとに決定した期間とする。
- 助成金は研究開発事業経費（経費 A）、研究開発支援システム改革経費（経費 B）、研究環境改善等経費（経費 C）の 3 つから構成することとし、経費 A、B、C の性格は以下のとおりとする。
 - △経費 A：研究開発の実施に必要な経費（研究費、研究者人件費、研究機器購入費等）
 - △経費 B：研究支援に必要な経費（研究支援者人件費、知的財産等のスタッフ人件費等）
 - △経費 C：研究環境等の整備に必要な経費（経費 A、経費 B に属さないもの）
- 経費 A の研究者人件費には、中心研究者・共同提案者その他の研究者の人件費も含む

ものとする。中心研究者・共同提案者以外の研究者については、研究課題に基づく研究開発の推進に支障がなく、プログラムに資するものとして中心研究者が認める場合には、経費Aにより雇用された場合であっても、他の研究業務を行うことが可能であることとする。

- ・~~経費Bの額は、経費Aの20%の額を上限とし、~~と~~経費Cの合計額は、経費Aの10-20%を上限~~とする。ただし、一つの研究支援担当機関又は一つの共同事業機関が複数の中心研究者及び研究課題につき補助事業を実施する場合であって、支援活動の共通化が図られることを踏まえ経費B及び経費Cについて総合科学技術会議がこれらと異なる決定をした場合にあっては、当該決定に従って交付する。
- ・補助事業者は、経費Cの一部を減額し、その額を経費Bの上限額に加えることができる。
- ・経費A及び経費Bの費目は、それぞれ物品費、旅費、謝金・人件費等、その他、の4つとする。経費Cの費目はあらかじめ設けないものとする。

○助成金の費目間流用 :

- ・経費Aまたは経費Bのそれぞれにおける費目間の流用は、各年度予算額の総額のそれぞれ50%の範囲内であれば、振興会への手続きを経ることなく行うことができる。総額の50%を超える流用を行おうとする場合には、振興会の承認を必要とする。
- ・交付内定後における経費A、経費B及び経費C間の流用は認めない。

○助成金の執行 :

- ・助成金の執行は、補助事業者が定める規程等に基づいて行う。補助事業者は、研究者が助成金を柔軟に使用できるようにするとともに、助成金を適正に執行管理するため必要な規程等を定めることとする。
- ・補助事業期間内においては、研究遂行が円滑に進展するよう、年度末・年度始めにおいて経費執行の空白期間が生じないようにし弾力的な経費の執行を可能とする。各年度の助成金において研究計画変更等に伴い発生した未使用分については、最終年度を除き、返還することなく翌年度に引き続き使用することを可能とし、研究支援担当機関において各年度の執行額及び未執行額の発生理由を当該年度の実施状況報告書によって明らかすることとする。
- ・助成金で取得した設備等については、プログラムに支障が生じない範囲で他事業に有効活用することも可能とする。また、他の補助金等で取得した設備等を本事業に使用することが当該他の補助金等のルールにより認められる場合には、当該使用等にあたっての必要経費について、プログラムからの支出を可能とする。
- ・補助事業者は、交付申請時に提出する研究計画または変更届後の計画書で示すことにより、補助事業の一部を他の研究機関に委託等契約により行わせることができる。その際、委託する業務の内容に応じて、経費A及び経費Bの各費目に振り分けて支出を管理するものとする。経費Aに計上する場合であって、一般管理費に相当する額を交付する必要がある場合には、経費Cから支出できるものとする。なお、補助事業の遂行上必要な場合には補助事業者から委託を受けた機関からの委託（再委託）も可能とする。委託先・再委託先における委託費・再委託費の使いやすさや管理については、

助成金の取扱いに準ずるものとする。

- ・プログラムにおいて経費の不正な使用等が認められた場合には、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき振興会が定めるところにより厳正に対処することとする。
- ・プログラムにおいて、研究開発活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合には、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき振興会が定めるところにより厳正に対処することとする。

○助成金の交付申請等：

- ・助成金は、研究支援担当機関が交付申請時に提出する補助事業期間の所要経費総額および年度毎の執行計画に基づいた支払請求の届出を行うことにより振興会から速やかに交付する。
- ・プログラムの実施にあたり合同チームを形成する場合には、助成金は振興会が研究支援担当機関に一括で配分し、共同事業機関には研究支援担当機関から補助事業遂行に必要な額を配分するものとする。
- ・研究遂行上必要な場合において、研究支援担当機関が振興会の承認を受けたときは、補助事業期間の所要経費総額の範囲内で年度毎の支払予定額の変更及び年度途中の追加払いを可能とする。

○研究計画等の変更：

- ・研究目標を変更する場合には、研究支援担当機関から事前に振興会に変更申請を行い、総合科学技術会議の意見を踏まえて、承認を受ける必要がある。
- ・上記を除く研究計画の内容の変更については、中心研究者の判断により行うことができる。ただし、補助事業者が委託した研究機関の変更については、委託する事業の内容に応じ、振興会への事前の届出を必要とする。

○研究体制の変更：

- ・中心研究者及び共同提案者の変更は、原則として認めない。ただし、特段の理由がある場合には、研究支援担当機関から事前に振興会に変更申請を行い、総合科学技術会議の意見を踏まえて、承認を受ける必要がある。
- ・中心研究者が研究支援担当機関の変更を希望する場合には、事前に振興会に変更申請を行い、総合科学技術会議の意見を踏まえて、承認を受ける必要がある。共同事業機関の変更を希望する場合には、事前に振興会に変更申請を行い、承認を受ける必要がある。

○実施状況報告書の提出

- ・研究支援担当機関は、各年度終了後2か月以内に事業の実施状況及び経費毎の助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとし、振興会は、提出された実施状況報告書及び現地調査等により、助成金の執行状況を監査する。
- ・研究支援担当機関は、経費Cについて、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指

針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度振興会に使用実績報告を行うものとする。

○法律に基づく額の確定：

- ・研究支援担当機関は、補助事業期間終了後に、補助事業期間全体の実績報告書を振興会に提出するものとし、振興会は提出された実績報告書及び現地調査等に基づいて、助成金の額の確定を行う。

○補助事業完了により生じた収益の取扱：

- ・補助事業者は、補助事業期間終了後5年を経過する時点まで、補助事業の完了により収益を生じたときは、研究支援担当機関を通じてその旨を記載した書面を振興会に提出しなければならない。
- ・上記書面を受理した振興会は、当該内容を確認し、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

○補助事業3年目及び事業終了後の評価：

- ・補助事業3年目において総合科学技術会議が中心研究者に対し行う評価の結果、補助事業の継続が不適当である等の意見が出された場合においては、振興会は、これを踏まえて交付決定の一部取消等の措置を講ずることができる。
- ・研究支援担当機関は、プログラムに採択された研究課題について、自己評価報告書を補助事業期間終了後振興会に提出するものとし、これに基づき、総合科学技術会議の評価を受けるものとする。

○研究成果の公開等：

- ・補助事業者は、補助事業期間中及び終了後、中心研究者による論文発表、学会発表や、特許申請の積極的実施のほか、中心研究者においてわかりやすくとりまとめた成果を発信すること（新たに得られた知見、従来技術との違い、今後の技術展開予定など）等により研究成果を公開するものとする。
- ・補助事業者は、国民への説明責任を果たす観点から、年度毎の助成金の使途について、ホームページ等を通じて広く情報公開するものとする。

○知的財産権の帰属：

- ・知的財産権の帰属については、本研究開発の実施に関わる中心研究者及び当該研究開発に参加するその他の研究者と、補助事業者及び研究者の所属機関との間において、研究開発の開始前に協議の上締結した契約等に従うものとする。

○その他：

- ・基金運用方針に定めることのほか、先端研究助成基金の運用に関し必要な事項は、プログラムについて総合科学技術会議が作成した文書及びこれに基づき内閣府が作成した文書と整合性を図りつつ、振興会が定めることとする。

最先端研究開発支援プログラムにおける 研究支援担当機関の公募及び選定の方針

※赤字部分は、「30 の研究課題に係る具体的な運用について」（平成 21 年 12 月 4 日 内閣府科学技術政策担当政務三役 総合科学技術会議有識者議員）の趣旨を反映したもの

平成 21 年 9 月 4 日
総合科学技術会議
最先端研究開発支援会議

I. 公募の目的

本公募は、中心研究者を支援するために研究本体及び研究管理を行う適切な支援を行う機関（以下「研究支援担当機関」という。）を選定するために実施するものであり、応募機関は研究本体及び研究管理を行うための適切な支援（以下「研究開発支援」という。）について、従来からの体制を再考し、研究者最優先の新たな研究開発支援体制を提示することによって研究開発システム改革を推進することを目指す。

II. 公募及び選定の体制について

最先端研究開発支援プログラム（以下「プログラム」という。）において、研究支援担当機関の公募を行わずに、中心研究者が研究支援担当機関を指名することを基本とするが、中心研究者が希望する場合には、既に選定された個々の中心研究者及び研究課題に対して、研究支援担当機関を公募する。応募機関の中から、中心研究者が研究支援担当機関を指名し、総合科学技術会議がこれをとりまとめる。

III. 選定の方法について

中心研究者が、応募資料の審査等を通じた研究支援担当機関候補の選定（フェイズ 1）及び、これにより選定された研究支援担当機関候補が追加提出する研究計画案の審査等を通じた研究支援担当機関の指名（フェイズ 2）の 2 次にわたる選定を行う。その後、最先端研究開発支援ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）が研究開発全体の予算規模の適切性を確認する。

1. 説明会の実施

本公募開始後、速やかに内閣府科学技術政策担当部局が事務局となり、中心研究者も適宜参加した形で、本公募に関する説明会を実施する。なお、説明会の実施に併せ、ワーキングチームより各研究課題に対する経費の概算が公表される。

2. フェイズ 1：研究支援担当機関候補の選定

応募機関は、別途定められる期日までに、研究開発支援を行いたいと考える中心研究者及び研究課題に対する研究開発支援の構想及びその他必要書類を内閣

府科学技術政策担当部局まで提出する。

ここで、1研究課題あたり4機関以上の応募があった場合には、中心研究者が、内閣府科学技術政策担当部局の支援を受けつつ、応募資料の審査及び必要に応じた応募機関からのヒアリングにより、各研究課題に対して2～3機関の研究支援担当機関候補を選定する。

1研究課題あたり3機関以下の応募であった場合には、内閣府科学技術政策担当部局が応募資格等の確認を行い、全てを満たす機関を研究支援担当機関候補とする。なお、選定の準備・補助については、応募機関との連絡等を行いつつ、内閣府科学技術政策担当部局において行う。

3. フェイズ2：研究支援担当機関の指名

研究支援担当機関候補は、別途定められる期日までに、参画する機関等の研究体制や研究開発に必要な大型機器の調達計画等中心研究者の求める要件を満たした、目標とする研究成果、予算総額、予算の年次計画等を含む詳細な研究計画案を作成し、内閣府科学技術政策担当部局を経由して中心研究者にこれを提出する。

中心研究者は、内閣府科学技術政策担当部局の指名する専門家の支援を受けつつ、研究計画案の審査及び必要に応じた研究支援担当機関候補からのヒアリングにより、研究支援担当機関に指名する。なお、指名の準備・補助については、研究支援担当機関候補との連絡等を行いつつ、内閣府科学技術政策担当部局において行う。

4. ワーキングチームによる予算規模の適切性の確認

研究支援担当機関は中心研究者と協力し、最終的な研究計画を作成し、内閣府科学技術政策担当部局を経由してワーキングチームに提出する。

その後、ワーキングチームは、研究の規模に対する研究計画の適切性を確認し、必要に応じ修正を指示する。最終的に確認された研究計画に基づく助成額が独立行政法人日本学術振興会より助成される。なお、確認の準備・補助については、研究支援担当機関との連絡等を行いつつ、内閣府科学技術政策担当部局において行う。

IV. 公募について

1. 応募資格

民間企業、大学法人、独立行政法人、技術研究組合等の研究開発ないし研究開発支援を行う能力を有する日本国内の機関であって、以下の要件をすべて満たす機関。

複数の機関が合同で応募する場合は、一の責任機関が他の機関（以下「共同事業機関」という）を代表して応募しなければならない。なお、この場合は共同事

業機関も以下の応募資格を満たすことが必要となる。

なお、公募しない場合における研究支援担当機関及び共同事業機関についても同様とする。

(1) 健全な財務基盤を有すること

応募機関がプログラムに基づく研究開発ないし研究開発支援を円滑に実施するために必要な財務基盤を有すること。なお、プログラムに応募するためには新規に設立される機関等の場合は、資金の管理体制等が十分であることをもって、これに代えることができる。

(2) 研究開発ないし研究開発支援の実績を有すること

応募機関において過去に、応募する研究課題と同じ分野での研究開発を自ら行った実績を有するか、研究開発を支援した実績を有すること。なお、プログラムに応募するために新規に設立される機関等の場合は、その研究開発支援体制がプログラムに基づく研究開発ないし研究開発支援を行うに十分であることをもって、これに代えることができる。

2. 研究開発支援体制の構築の必要性

上記の応募資格に加え、応募機関は、以下のような研究開発支援体制を構築し、研究開発システム改革を推進することが必要である。また、構築した研究開発支援体制は、プログラム期間中を通じこれを維持するだけでなく、中心研究者の求めに応じ、発展・進化させることが必要である。

なお、公募しない場合における研究支援担当機関及び共同事業機関についても同様とする。

(1) 研究開発成果を社会に還元し、研究者を最優先に支援する体制

権利化、標準化等の手段により研究開発で得られた成果の知的財産を活用する等、国民に成果を還元できるプログラムのための体制を構築すること。

加えて、中心研究者が研究開発に専念できるよう、中心研究者のパートナーとなり、研究課題への支援業務を統括することが可能な人物（以下「研究支援統括者」という）が統括する研究開発のマネジメントを行うプログラムのための研究開発支援体制を構築すること。

複数の機関で研究開発を実施する場合には、研究開発全体について、このような体制を構築すること。

(2) 柔軟な経費執行等が可能な体制

「先端研究助成基金の運用に係る方針」（平成21年9月4日 最先端研究開発支援会議決定）に示された経費の柔軟な執行等を応募機関の内部規則や運用方針等で妨げないよう、他の法令等で禁止されていない限り、別表に示す事

項を満たすことが可能な体制を構築すること。

3. 研究開発支援の実施期間

プログラムに係る研究開発支援の実施期間は、総合科学技術会議が中心研究者・研究課題ごとに決定した期間とする。

4. 対象経費

助成金は研究開発事業経費（経費A）、研究開発支援システム改革経費（経費B）、研究環境改善等経費（経費C）の3つから構成することとし、経費A、B、Cの性格は以下のとおりとする。

- ・ 経費A：研究開発の実施に必要な経費（研究費、研究者人件費、研究機器購入費等）
- ・ 経費B：研究開発支援に必要な経費（研究支援者人件費、知的財産等のスタッフ人件費等）
- ・ 経費C：研究環境等の整備に必要な経費（経費A、経費Bに属さないもの）

なお、助成対象経費等の詳細については、「先端研究助成基金の運用に係る方針」に従うものとする。

5. 経費の上限

交付額については、審査の過程で調整するが、以下の考え方に基づき応募資料を作成すること。

（1）研究開発事業経費について

ワーキングチームより公表される概算に示された金額を上限とする。

（2）研究開発支援システム改革経費について

研究環境改善等経費と併せて研究開発事業経費の20%の額を上限として、応募機関が必要な金額を積み上げて算定する。なお、本経費については審査の過程でその使途を確認する。

（3）研究環境改善等経費について

研究開発支援システム改革経費と併せて研究開発事業経費の10%の額を上限として、金額の積み上げによる算定を行わない。また、使途を当該研究開発の支援に限定せず、研究支援担当機関選定の判断には用いないが、審査の過程でその大まかな使途を確認する。

6. 応募書類

応募書類については、

- ・ 研究開発支援に関する構想を所定の様式に簡潔に記入した資料
- ・ 財務諸表等、応募資格にある要件を満たすことを示す資料
- ・ 詳細な研究計画案に関する資料（研究支援担当機関候補に選定された場合）とする。

7. 公募期間

プログラムの迅速な執行の必要性に鑑み、公募の期間は3週間程度とする。なお、研究支援担当機関候補となった応募機関は、別途定められる期日までに詳細な研究計画案を作成し内閣府科学技術政策担当部局を通じて中心研究者に提出するものとする。

V. 想定される選定の視点について

中心研究者は、以下のような視点から選定を行うことが考えられる。

1. フェイズ1：研究支援担当機関候補選定の視点

（1）応募資格を満たしているかの判断

- ・ 上記「IV-1. (1)、(2)」の応募資格を満たしているか。

（2）研究開発支援体制の構築がされるかの判断

- ・ 上記「IV-2. (1)、(2)」を踏まえた適切な体制が構築されるか。

（3）研究開発の実施の合理性

- ・ 研究開発を実施するために必要な機材等の調達が円滑に行われる見通しとなっているか。
- ・ 研究開発を行うために必要な場所や設備は確保できる見通しとなっているか。

（4）研究開発支援の合理性

- ・ 中心研究者からの要請に迅速・的確に対応できる体制となっているか。
- ・ 研究開発が効果的かつ効率的に実施できる内部統制・研究管理体制となっているか。
- ・ 事務・経理・実験補助等の支援要員は質・量ともに適切に確保できる見通しとなっているか。
- ・ 支援要員の執務室等必要な場所・設備は確保できる見通しとなっているか。

2. フェイズ2：研究支援担当機関の指名及び研究計画の検討の視点

(1) 研究開発事業経費の適切性

- ・ 研究課題を実施するために必要な経費が見積もられているか。
- ・ 経費の見積もりが適切に行われているか。明らかに不適切な金額、項目等が無いか。

(2) 研究開発支援システム改革経費の適切性

- ・ 研究課題を実施するために必要な研究開発支援の経費が見積もられているか。
- ・ 経費の見積もりが適切に行われているか。明らかに不適切な金額、項目等が無いか。

VII. フォローアップについて

研究支援担当機関は、総合科学技術会議が毎年行う研究開発の進捗状況のフォローアップに対し必要な協力をを行い、要求された事項を改善する義務を負う。

柔軟な経費執行等が可能な体制について

1. 経費執行に関する事項

- 研究課題の実施期間中は、最終年度を除き、年度末・年度始を問わず経費の支出が可能であること。
- 研究課題の実施期間中は、最終年度を除き、発注と納入が年度をまたぐ物品の購入が可能であること。
- 研究課題の実施期間中は、最終年度を除き、物品と役務については複数年契約が可能であること。
- 設備・装置・機器等の調達に関して、他の研究資金で購入したもののプログラムへの転用や中古品の購入等柔軟な調達が可能であること。また、合理的な範囲内での修理・改造・拡張・移転に係る経費やその維持に係る経費の支出が可能であること。
- 設備・装置・機器等の調達、消耗品の購入、出張等に係る諸経費に関して、使途制限のない他の研究資金との合算支出が可能であること。
- 研究開発を行う場所の賃借料、光熱水費、他の業務と兼任する者的人件費等について、合理的な方法による経費の按分を認め、按分された経費については、研究開発事業経費による支出が可能であること。
- 中心研究者・共同提案者が開催する国際会議やレセプション等において、儀礼上等必要であると中心研究者・共同提案者が判断した場合には、その場にふさわしい飲食物の提供が可能であること。

2. 雇用に関する事項

- 給与、秘書、執務室、航空機での移動時の上位クラスの利用等の中心研究者及び共同提案者の待遇について、その職名等に基づく一律の待遇ではなく、社会通念上問題のない範囲でその責務にふさわしい待遇とすること。
- 研究者、学生、技術支援者、研究支援スタッフといった多様な人材が、社会通念上問題のない範囲で中心研究者が必要と考える待遇にて雇用することが可能であること。
- プログラムに基づく研究開発の推進に支障がなく、本研究開発に資すると中

心研究者が認める場合には、プログラムの研究開発事業経費により雇用された者であっても、他の研究業務等を行うことが可能であること。なお、支障がない範囲としては、全体業務量のうち20%を上限とする。

参考 2 - 4

30の研究課題に係る具体的な運用について

平成 21 年 12 月 4 日
内閣府科学技術政策担当政務三役
総合科学技術会議有識者議員

最先端研究開発支援プログラム(以下「本プログラム」という。)の具体的な運用のうち平成21年9月4日の総合科学技術会議において既に決定した30の研究課題に係るものについて以下のとおりとする。

○1課題あたりの研究規模について

中心研究者に間接経費込みで50億円を上限とした新たな研究計画案及び資金計画案の提出を要請する。提出された研究計画案等については、政務三役及び有識者議員が調整するため、適切な機関に専門的立場から精査することを外部委託する。

○専念義務、帰国義務について

- ①中心研究者等の本プログラムへの専念義務は解除する。
- ②帰国義務については、公募要領の条件を基本的に維持することとするが、研究拠点を日本に置くことが担保されることを確保し、弾力的に運用する。

○支援機関の公募について

- ①研究支援担当機関の公募を行なわずに、中心研究者が研究支援担当機関を指名することを基本とする。なお、中心研究者が希望する場合には研究支援機関の公募を行うことも可能とする。
- ②公募の有無に関わらず、研究支援担当機関による支援内容(金額も含めた)の妥当性について確認する。

○間接経費について

- ①間接経費は直接経費の20%を上限とする。この内側で、中心研究者の支援に係る経費を計上する。
- ②公募を行わず研究支援担当機関を指名する中心研究者については、今後再提出される新たな研究計画に研究支援担当機関による支援内容及び金額も記載するよう、研究支援担当機関との調整を依頼する。